

## 徴収猶予を受ける限度額又は猶予期間の計算書

[この計算書の「本年分」、「前年分」などの年分は、徴収猶予を受けよう]とする年分を「本年分」とし、以下これを基準として定めています。

## 1 前年分の所得金額

所得の種類	種目	支払者の名称・氏名 又は所得の生ずる場所	収入金額	給与所得控除額・公的年 金等控除額・必要経費	所得金額
給与			円	円	円
合計					①

(注)「所得金額」欄には、分離課税の譲渡所得については、特別控除前の金額を記入してください。

## 2 前年に受けた災害による損失額

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額
			円	円	②

3 前年分に繰り越された繰越雑損失の金額	[前々年以前3年間に災害を受けた人で災害を受けた年分以後引き続き申告書を提出している人に限ります。]	
前々年の災害に係る 繰越雑損失の金額	前々々年の災害に係る 繰越雑損失の金額	前々々々年の災害に係る 繰越雑損失の金額
Ⓐ Ⓛ 円	Ⓑ Ⓜ 円	Ⓒ Ⓝ 円

## 4 本年分に繰り越される繰越雑損失の金額 (③の金額が0か赤字の人は、この徴収猶予を受けることはできません。)

## (1) 前年分に繰り越された雑損失の金額のない場合 (上記3の金額がない場合)

$$\left\{ \begin{array}{l} (\textcircled{2}) \text{差引損失額} - \textcircled{1} \times 10\% \\ (\textcircled{2}) \text{うち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \end{array} \right. \text{とのいずれか多い方の金額} \\ - (\textcircled{1} - \text{分離譲渡の特別控除額} \text{ }) = \textcircled{3} \text{ 円}$$

(注) 差し引く順序については、確定申告書(損失申告用)の書きかたを参照してください。

## (2) 前年分に繰り越された雑損失の金額がある場合 (上記3の金額がある場合) で前年分に災害による損失額がないとき

## イ Ⓛ又はⒸの金額がある場合でⒸの金額がないとき

$$(\textcircled{1} + \textcircled{2}) - \textcircled{1} = \textcircled{3} \text{ 円}$$

## ロ Ⓛ又はⒸの金額のほかにⒸの金額もある場合

$$(\textcircled{1} + \textcircled{2}) - (\textcircled{1} - \textcircled{2}) = \textcircled{3} \text{ 円} \quad (\text{赤字のときは0})$$

## (3) 前年分に繰り越された雑損失の金額がある場合 (上記3の金額がある場合) で前年分に災害による損失額があるとき

## イ Ⓛ又はⒸの金額がある場合でⒸの金額がなく、「ⓐ+ⓒ」の金額がⓐより大きいとき

$$\textcircled{2} + \{(\textcircled{1} + \textcircled{2}) - \textcircled{1}\} = \textcircled{3} \text{ 円}$$

## ロ Ⓛ又はⒸの金額がある場合でⒸの金額がなく、「ⓐ+ⓒ」の金額がⓐより少ないとき

$$\textcircled{1} - (\textcircled{1} + \textcircled{2}) = \textcircled{2} \text{ 円}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} (\textcircled{2}) \text{差引損失額} - \textcircled{1} \times 10\% \\ (\textcircled{2}) \text{うち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \end{array} \right. \text{とのいずれか多い方の金額} \\ - (\textcircled{2} - \text{分離譲渡の特別控除額} \text{ }) = \textcircled{3} \text{ 円}$$

## ハ Ⓛ又はⒸの金額のほかⒸの金額もある場合で、「ⓐ+ⓑ+ⓒ」の金額がⓐより大きいとき

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} = \textcircled{3} \text{ 円} \quad (\text{赤字のときは0})$$

$$\textcircled{2} + (\textcircled{1} + \textcircled{2}) - \textcircled{2} = \textcircled{3} \text{ 円}$$

## ニ Ⓛ又はⒸの金額のほかⒸの金額もある場合で、「ⓐ+ⓑ+ⓒ」の金額がⓐより少ないとき

$$\textcircled{1} - (\textcircled{1} + \textcircled{2}) + \textcircled{2} + \textcircled{3} = \textcircled{2} \text{ 円}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} (\textcircled{2}) \text{差引損失額} - \textcircled{1} \times 10\% \\ (\textcircled{2}) \text{うち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \end{array} \right. \text{とのいずれか多い方の金額} \\ - (\textcircled{2} - \text{分離譲渡の特別控除額} \text{ }) = \textcircled{3} \text{ 円}$$

5 本年分の給与等及び公的年金等の収入金額の見積額に応ずる給与所得控除額及び公的年金等控除額の計算

徴収猶予を受けようとする給与等及び 公的年金等の支払者の名称・氏名		左の者から受ける本年分の収入額 の見積額	左の収入金額の見積額の合計額に応ずる 給与所得控除額及び公的年金等控除額
給与等		円	⑤給与所得控除額 円
	日雇給与	④	⑥給与所得控除額
公的 年金等			⑦公的年金等控除額 円

(注) 日雇給与については、「徴収猶予を受けようとする給与等及び公的年金等の支払者の名称・氏名」欄は記入する必要はありません。

6 徴収猶予限度額の計算の基礎となる配分額の合計額

△	③の金額	⑤の金額	障害者・老年者・寡婦 寡夫・勤労学生控除額	配偶者控除額 配偶者特別控除額	扶養控除額 人	基礎控除額	計
給与・年金 ・報酬	円	円	円	円	円	円	円 ⑧
日雇給与		△					⑨

7 徴収猶予限度額の計算

[ 2以上の給与等・公的年金等・報酬等から徴収猶予を受けようとする場合には、各給与等の収入  
金額、公的年金等又は報酬等の範囲内で徴収猶予限度額を配分してください。 ]

所得の種類	本年分の収入金額 の見積額	配分額	倍率	徴収猶予限度額
給与等	円	円	1.0	⑩ 円
公的年金等			1.0	⑪
一般の報酬			1.5	⑫
社会保険診療報酬			3.5	⑬

イ 徴収猶予を給与等、公的年金等又は報酬等のうちの1つからのみ受けける場合は、⑧の金額をその該当する所得の配分額欄に移記してください。

ロ 徴収猶予を給与等、公的年金等又は報酬等のうちの2以上から受けける場合は、⑧の金額を徴収猶予を受けようとする所得の本年分の収入金額の見積額の範囲内でそれぞれ配分し、その該当する所得の配分額欄に移記してください。

8 徴収猶予期間の計算（これらの欄は、徴収猶予を日雇給与から受ける人が計算する欄です。）

本年分の日雇給与の収入金額 (④の金額)	左の収入金額に対する給与 所得控除額 (⑥の金額)	差引金額 (⑤ - ⑦)	1か月平均給与の額 ⑩ × 1 / 12
⑤ 円	⑦ 円	⑩ 円	⑪ 円

⑨の金額 \_\_\_\_\_ 円 ÷ ⑪の金額 \_\_\_\_\_ = ⑫ \_\_\_\_\_ か月 (1月末満の端数は切り上げてください。)

(注) この計算した期間が、実際に徴収猶予を開始する月からその年の12月までの月数より多くなるときは、その12月までの月数が限度となります。